特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

直方市は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県直方市長

公表日

令和3年4月12日

I 関連情報

- MAII -	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	地方梲法その他の地方梲に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方梲の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、住民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税を賦課徴収、課税に必要な調査、課税総額と明細の確定を行っている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧に応じている。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①課税・非課税の住民に関する情報管理 ②課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③所得及び控除の管理 ④課税標準額及び税額の算出 ⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 ⑥扶養関係情報の管理 ⑦各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の通知書の発行 ⑧納税義務者、その相続人、二次納税義務者等から提出された各種申告、届出及びそれらにより判明した課税納税すべきものの情報の管理 ⑨課税徴収、滞納管理事務の途上で得た地方税法に規定する協力要請や質問調査権による調査の結果の管理 ⑩各税目の証明書等の証明書の発行 ⑪税目ごとの口座登録 ⑫滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑪各税目の証明書等の証明書の発送 ⑪地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑤地方税法に規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑤地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	 課税システム 収納管理システム 滞納管理システム 住民税課税支援システム 国税連携システム 統合宛名管理・情報連携インターフェースシステム 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル	名

- ・住民税課税情報ファイル ・国民健康保険税課税情報ファイル ・固定資産税課税情報ファイル
- ・軽自動車税課税情報ファイル

- ・収納情報ファイル・滞納情報ファイル・ 住代課税資料ファイル
- ・国税連携データファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項、別表第一項番16

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)					
	【別表第二における情報照会の根拠】 第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が、「地方税法その他の地方税に関す る法律及びこららの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの」に該当する項(27の項)					
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	総合政策部 税務課					
②所属長の役職名	税務課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	郵便番号 822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所 総合政策部 総務課 総務法制係 電話0949(25)2222					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	郵便番号 822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所 総合政策部 税務課 市民税保険税係 電話0949(25)2141					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	13年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	3年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価語		6占項日詞	2) 基础 3) 基础	楚項目評価書 楚項目評価書及び 楚項目評価書及び	全項目評価書	
されている。		TO CIAC CHO CHOS	E.M. X II II		E1-000 C()///	× 1 2 × 0 × 0 × 0 × 0 × 0 × 0 × 0 × 0 × 0 ×	
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	₹肢> こ力を入れている ♪である 頁が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十夕 3) 課是	こ力を入れている }である 夏が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) + 5	₹肢> こ力を入れている ♪である 且が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選打 1)特(i 2)十夕 3)課是	₹肢> こ力を入れている }である 員が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	₹肢> こ力を入れている ♪である 圓が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十夕 3) 課是	こ力を入れている }である <u>夏が残されている</u>		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選打 1)特に 2)+タ 3)課是	<肢> □力を入れている ♪である 圓が残されている		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分	₹肢> こ力を入れている ♪である <u>員が残されている</u>		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	<u></u> 査	
9. 従業者に対する教育・日	各						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分	₹肢> こ力を入れて行っっ うに行っている うに行っていない	ている	

変更箇所

<u> </u>	¥ I				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求先部署の変更	総合政策部 総務課 総務法制係	総合政策部 総務・コミュニティ推進課 総務法制係	事後	
平成28年4月1日	しきい値判断	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
	しきい値判断	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部 署	税務課長 武谷 利昭	税務課長 原 寿江	事後	
平成30年4月1日	しきい値判断	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
	様式変更に伴い全面改訂			事後	
令和2年4月1日		総合政策部 総務・コミュニティ推進課 総務法制係	総合政策部 総務課 総務法制係	事後	
	しきい値判断	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年4月1日	しきい値判断	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
	•				•